

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）  
に関する意見募集の結果について

令和5年3月28日  
厚生労働省  
労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について、令和4年12月27（火）から令和5年1月25日（水）まで御意見を募集したところ、計6件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<b>【かご車の構造や取扱いについて】</b> テールゲートリフターの活用はかご車を使用するためのものであり、かご車の構造や取扱いに関しても、一定の規制を要することが必要ではないか。	安全衛生特別教育規程の一部改正により、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育においては、テールゲートリフターによる作業に関する知識として、台車の種類、構造及び取扱い方法等についても教育を行うことを規定しています。
2	<b>【昇降設備について】</b> ・ 車体後部にバンパー型ステップ等が設置されている場合は昇降の安全も担保することができることから、宅配	どのようなものが昇降設備に当たるかについては、施行通達等で示すこととしています。

	<p>事業者のトラックに設置されているバンパー型ステップは昇降設備と位置づけてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昇降設備について、車体メーカーや架装メーカーの組み合わせによって、路面と昇降設備との高さが異なることなどから、省令上の要件において当該高さの明確な数字を提示することは避けるべきと考える。</li> </ul>	
3	<p>【保護帽着用義務の対象外となる条件等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バン型トラック(荷台への降車が車体後部のみで他の3面はボディの構造)は車体の構造及び取り扱っている荷物の形状から転落の危険性は低いと考えられることから、保護帽の着用義務の対象外としていただきたい。</li> <li>保護帽着用の適用が除外される条件について、ガイドラインなどで明確に示していただきたい。</li> </ul>	<p>保護帽の着用の義務の拡大の対象となる最大積載量が2トン以上5トン未満のトラックの構造は、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもののほか、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とすることとしており、詳細は施行通達等で示すこととしています。</p>
4	<p>【特別教育義務化の準備期間について】</p> <p>改正により新たに特別教育が必要となる人数が多く、教育に時間を要することが想定されるため、令和5年3月改正、同年10月施行では準備期間が短い。また、特別教育を受けられる教育機関の情報を早めに知らせてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、特別教育に係る規定の施行日は令和6年2月1日といたします。</p> <p>なお、国において教育機関の情報を取りまとめ、公表等を行うことは困難です。</p>
5	<p>【周知について】</p> <p>細部の取扱いについて、荷主や物流業者が絵や写真等で容易に理解できる資料・パンフレット、リーフレット等の作成、配布及び周知を要望いたします。</p>	<p>パンフレット等の作成、配布等により周知を図ることとしています。</p>